

さがみはら生物多様性ネットワーク会員規程

(目的)

第1条 この規程は、さがみはら生物多様性ネットワーク(以下「本会」といいます。)の会員について、必要な事項を定めるものとします。

(会員の区分)

第2条 さがみはら生物多様性ネットワーク規約(以下「規約」といいます。)第4条に定める会員の区分は、個人会員、団体会員及び事業者会員(事業者団体を含む)の3区分とします。

(入会手続)

第3条 規約第5条の規定による申込みは、入会申込書(第1号様式)によるものとします。

(会員の責務)

第4条 会員は、規約第6条の規定により、次条に定める会費を納入しなければなりません。

- 2 会員は、その氏名、名称、住所、所在地等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を事務局へ届け出なければなりません。
- 3 会員は、本会の活動により知り得た個人情報を漏らしてはなりません。

(会費)

第5条 会費は、1口1,000円を単位として、個人会員及び団体会員は1口以上、事業者会員は2口以上とします。

- 2 前項の会費の額及び口数を変更するときは、総会の議決を経なければなりません。

(会費の納入)

第6条 会費の納入は、毎年5月末までに当該会計年度分を一括して納入するものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度の途中で入会するものの会費は、入会時に納入しなければなりません。
- 3 会費の納入方法は、原則として、本会が指定する金融機関口座への振込みによるものとします。
- 4 既納の会費は、返還しないものとします。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届(第2号様式)を会長に提出しなければなりません。

(除名等)

第8条 運営委員会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、運営委員会の議決を経て当該会員の資格を停止し、又は除名することができます。

- (1) 会費が支払われないとき。
- (2) 諸法令又は公序良俗に反する行為をしたとき。
- (3) 当会、他の会員又は第三者の商標権、著作権、財産、プライバシー等を侵害したとき。
- (4) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (5) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、運営委員会が会員として不相当と判断したとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければなりません。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、運営委員会が別に定めます。

附 則

- 1 この規程は、設立総会の日(平成28年2月13日)から施行します。
- 2 規約附則第4項に規定する設立当初の会計年度の会費の納入については、第6条第1項中「毎年5月末までに当該会計年度分」とあるのは「平成28年5月末までに設立当初の会計年度分」と、同条第2項中「会計年度」とあるのは「設立当初の会計年度」と読み替えるものとします。

第1号様式

さがみはら生物多様性ネットワーク 入会申込書

年 月 日

さがみはら生物多様性ネットワーク 会長 あて

次のとおり、さがみはら生物多様性ネットワークへの入会を申し込みます。

会員の区分 (いずれかに○)	1. 個人会員 2. 団体会員 3. 事業者会員		
申込者の氏名	(ふりがな)		
	(団体・事業者の場合は団体名か事業所名をお書きください。)		
申込者の住所	(団体・事業者の場合は所在地をお書きください。)		
TEL		Eメール	
団体・事業者の場合は、事務連絡先、ご担当者をお書きください。			
担当部署		担当者名	(ふりがな)
TEL		Eメール	
団体の活動分野 (以下のいずれかに○)			
1 保健・医療・福祉 2 社会教育 3 まちづくり 4 観光 5 農山漁村・中山間地域 6 学術・文化・芸術・スポーツ 7 環境の保全 8 災害救援 9 地域安全 10 人権・平和 11 国際協力 12 男女共同参画社会 13 子どもの健全育成 14 情報化社会 15 科学技術の振興 16 経済活動の活性化 17 職業能力・雇用機会 18 消費者の保護 19 連絡・助言・援助 20 条例指定			
事業者の業種 (以下のいずれかに○)			
A 農業, 林業 B 漁業 C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気, ガス, 熱供給, 水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業・小売業 J 金融業, 保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食店 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育学習支援業 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの) S 公務 (他に分類されるものを除く) T 分類不能の産業			

部会への参加	参加 (する・しない)	希望の部会	1. 広報部会
年会費	個人会員・団体会員	会費: 1,000 円 × <input type="text"/> □ = _____ 円	
	事業者会員	会費: 1,000 円 × <input type="text"/> □ = _____ 円 (2 口以上)	

※個人情報 は 本会 の 事業 以外 に 使用 いた しません。

提出先・問い合わせ先
 さがみはら生物多様性ネットワーク事務局
 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 (水みどり環境課内)
 TEL: 042-769-8242 FAX: 042-759-4395
 Eメール: midori@city.sagamihara.kanagawa.jp

第2号様式

さがみはら生物多様性ネットワーク 退会届

年 月 日

さがみはら生物多様性ネットワーク 会長 あて

次のとおり、さがみはら生物多様性ネットワークを退会します。

会員の区分	1. 個人会員	2. 団体会員	3. 事業者会員
申込者の氏名	(ふりがな)		
	(団体・事業者の場合は団体名か事業所名をお書きください。)		
申込者の住所	〒 (団体・事業者の場合は所在地をお書きください。)		
TEL		Eメール	
団体・事業者の場合は、事務連絡先のご担当者をお書きください。			
担当部署		担当者名	(ふりがな)
TEL		Eメール	

退会の理由	
-------	--

※個人情報は退会にかかる手続き以外に使用いたしません。

<p>提出先・問い合わせ先</p> <p>さがみはら生物多様性ネットワーク事務局</p> <p>〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 (水みどり環境課内)</p> <p>TEL : 042-769-8242 FAX : 042-759-4395</p> <p>Eメール : midori@city.sagamihara.kanagawa.jp</p>
